

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

The utilization of trusts in the aging society : an analysis of the expected functions of trusts

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2005-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 植田, 淳, Ueda, Jun メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/688

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



高齢社会の到来と信託の活用

——期待される信託の機能についての一考察——

植 田 淳

- I はじめに
- II 任意後見制度
- III 高齢者の財産管理における信託の活用
- IV 実現への障害とその解決策
- V 公益信託の活用
- VI 募集型公益信託
- VII おわりに

I はじめに

わが国において高齢化が急速に進行しつつあるなか、高齢社会を支える制度的基盤として、平成12年に介護保険制度と成年後見制度が導入された。これらは、高齢社会を支える「車の両輪」と言われる。前者は、比較的短期間のうちに円滑に定着したが、高齢者の財産管理を担う後者の活用・定着は、これから課題であると言えよう。

成年後見制度は、加齢に伴う判断能力の低下に対処するために、法定後見制度と任意後見制度を置くが、前者が事後的な対処であるのに対して、後者は事前的な対処方法である。多くの論者が指摘するように、自己決定権の尊重の観点からも、任意後見制度の積極的活用が望まれる。と同時に、任意後

* 本稿は、筆者が主宰する「関西福祉信託研究会」における議論を参考にしている。同研究会には、関西の福祉関係者および住友信託銀行の関係者にご参加いただき、活発な議論をいただいた。ここに御礼を申し上げる。また、この研究会に対して、財団法人トラスト60から研究助成を賜った。この助成に対して謝意を表したい。

見よりも包括的な制度である信託が、これからの中高齢社会において、いつそう注目されるべきであろう。今般の信託業法の改正に伴う国会の付帯決議において、高齢者・障害者等の福祉分野における信託の活用が要望されたのも当然のことと言えよう。

本稿では、まず、高齢者の財産管理問題を取り上げ、任意後見制度の活用とともに、優れた特性をもつ財産管理制度である信託の活用について検討する。これまで学説によって、高齢者の財産管理における信託の活用の必要性が叫ばれてきたにもかかわらず¹、実務界の腰は重く、十分な成果をあげるには至っていない。本稿では、何がその障害になっているのかを明らかにし、その解決策を模索してみたい。

本稿のもう一つの目的は、公益信託の活用の提言である。近年のボランティア活動の隆盛に見られるように、高齢者を中心に社会貢献ニーズが根強い。にもかかわらず、財産面でこのニーズに応えうる制度が少ないのが現状である。そこで、具体的な公益目的を設定し不特定多数の出捐を募る「募集型公益信託」について検討してみたい。

II 任意後見制度

本人が判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が低下する場合に備えて、予め将来の後見事務につき特定の者(任意後見人)に代理権を付与する契約を締結することができる(任意後見契約)²。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によることが必要とされる要式契約である(任意後見法3条)。その内容は、委任者が受任者に対して精神上の障害により事理を弁識

1 例えば、新井誠『成年後見法と信託法』第3編第1章；植田淳「高齢者の財産管理と信託」外国学研究42号63頁以下。

2 かかる委任契約を締結することは、民法上も有効にできると解されるが、任意後見人に代理権が発生する時点で、本人の判断能力が不十分となっているから、本人が代理人(任意後見人)を監督できないという問題がある。そこで、法定後見制度の改正とともに、任意後見制度について特別法(任意後見契約法)が制定された。四宮和夫=能見善久『民法総則(第7版)』57頁。

する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護および財産管理に関する事務の全部または一部を委託し、その委託事務について代理権を付与する委任契約であり、家庭裁判所により任意後見監督人が選任された時から効力を生じる旨の停止条件が付されていることを要する(任意後見法2条1号)。「事理を弁識する能力が不十分な状況」とは、本人に少なくとも法定後見の「補助」³が用いられる程度の判断能力の低下がある状況をいう。

いかなる行為について任意後見人に代理権を付与するかは、任意後見契約によって定められる。身上監護および財産管理についての包括的代理権を付与することも、特定の行為に限定した代理権を付与することも、ともに可能である。代理権の範囲は、公正証書に記載されるとともに、法務局の後見登記ファイルに登記され、公示される。

任意後見人になりうる者の資格は、特にならないが、法定後見人の欠格事由(民法847条)に該当する者は、除外される。自然人のみならず、法人でもよい。

本人意思の尊重の観点から、任意後見契約が存在する場合には、原則として、法定後見は、なされない(任意後見優先の原則；任意後見法10条)⁴。

以上のように、任意後見法による任意後見制度の特色は、本人の意思によって予め意思能力低下後の財産管理および身上監護に関する後見人を任意に選任できる点、および、家庭裁判所が選任する任意後見監督人が任意後見人の権限濫用を防止するという公的セーフガードが備わっている点を挙げることができる。

3 四宮＝能見、前掲注2、57頁。

4 もっとも、任意後見契約で定められた代理権の範囲が狭すぎて、本人保護に不十分な場合は、それを補うべく法定後見が開始する必要がある。法定後見が開始すると任意後見契約は終了する(任意後見法10条3項)。四宮＝能見、前掲注2、59頁。

III 高齢者の財産管理における信託の活用

(1) 問題となる典型的な事例

高齢者の財産管理が問題となる典型的な事例は、次のようなものである。

75歳のAは、同じ歳の認知症の妻Bの介護をしているが、Aも自分の健康に自信がもてなくなっている。二人のあいだに、子はない。（あるいは、子Cは海外に在住しているため、AはCに頼ることができない。）Aは、相当額の金融資産を有するが、高齢のために、もはやこれらの管理運用を自らの手で行うことが困難になりつつある。Aは、自己が加齢とともに判断能力を喪失することを恐れている。また、Bに先立って死亡する可能性のあるAは、自己の死亡後のBの生活保障が心配である。⁵

従来であれば、近親者が高齢者の財産および身上監護の面倒を見るのが通常であった。しかし、核家族化の進行により家族間の絆が弱まるにつれて、あるいは、少子化に伴って、このようなことは、一般に困難になった。前述の任意後見制度が切望されてきたのもこのような背景からであった。

(2) 信託の特性

新井誠教授は、財産管理制度としての信託には、財産の長期管理機能、財産の集団的管理機能、および私益財産から公益財産への転換機能という三つの機能があり、さらに、財産の長期管理機能は、意思凍結機能、受益者連続機能、および受託者裁量機能に細分化できると指摘される。⁶高齢者の財産管理との関連では、とくに財産の長期管理機能が注目されるべきである。

まず、意思凍結機能である。信託にあっては、委託者の意思能力喪失後も、受益者のために長期的な財産管理が可能であり、委託者が設定した信託目的

5 ドノバン・ウォーターズ著、新井誠訳「裁量信託の概念と利用法」信託法研究20号、37頁を参考にした。

6 新井誠編著『高齢社会と信託』267—268頁および280—286頁。

は委託者の意思能力喪失にもかかわらず持続するとともに、受託者を厳格に規制するメカニズムが具備されているため、財産の持続的な目的的拘束が実現されうる。この特質こそが、高齢者の財産管理において、信託がふさわしいとされるゆえんである（信託の任意後見代替機能）。

また、受託者裁量機能も重要である。通常の確定信託（fixed trust）にあっては、受益者およびその受けるべき利益は、信託行為によって予め確定されている。これに対して、裁量信託（discretionary trust）にあっては、受益権の帰属者およびその受けるべき利益は予め確定されておらず、受託者の裁量権行使によって、はじめて受益権の帰属者およびその受けるべき利益が確定される。⁷ すなわち、裁量信託は、委託者が信託設定時に顧慮しえないその後の事情を受託者が十分考慮したうえで、より委託者の意思に沿った形で受益者およびその受けるべき利益を確定することを可能にする。裁量信託のこのような特質こそが、高齢者の意思能力喪失後の事態への弾力的対応を可能し、信託の任意後見代替機能をよりいっそう發揮させる。

さらに、受益者連続機能も有益である。先ほどの例で、Aは、自己の死亡後に居住用不動産をBに、Bの死亡後にはCに相続させたいと望む場合に、連続受益者型信託を設定することにより、Aはその希望を実現することができる。⁸

以上をまとめると、任意後見の代替制度としての信託の効用は、次の諸点に要約できる。①委託者・受益者の意思能力喪失後においても、信託財産に対する持続的な目的的拘束が可能であること、②それを裏づけるための法的装置（受託者の諸義務¹⁰および広範な裁判所の関与¹¹）を備えていること、③受

7 裁量信託については、植田淳「わが国における裁量信託と指名権付き信託の活用」信託192号24頁以下参照。

8 連続受益者型信託については、植田淳「わが国における連続受益者型信託——導入可能性に関する基礎的研究——」信託180号5頁以下参照。

9 新井・前掲注6参照。

10 信託法20条、22条、26—29条参照。

11 信託法41条等参照。

託者がなす事務処理の範囲が包括的でありうること(受託者の広範な裁量および受益者連続), である。

(3) 信託と任意後見制度の併用

前述の設例に即して、信託の活用例を見てみよう。

Aは、その金融資産につき信託を設定し、Aが財産管理能力を喪失した旨の医師からの診断通知が受託者に届かないあいだは、受託者はAの請求に応じて信託元本および収益をAに交付するものとし(自益信託)，医師からの上記通知があった場合には、それ以後、受託者はAとBを共同受益者とし、一方が死亡した後は他方を単独受益者とする裁量信託として信託財産を管理すべきものと定めることができる。同時に、受託者はAまたはBの介護担当者や債権者に対して必要な支払いをなすことができるものと定めておくことができる。¹²

ただし、新井誠教授も指摘されるように、わが国の信託銀行の現状を考えると、受託者にこのような広範な裁量(医療・介護等に関わる裁量を含む)の行使を義務付けることには、やや無理があろう。¹³そこで、信託と任意後見との併用という案が考えられる。¹⁴新井教授は、次のようなスキームを提案される。先ほどの設例において、Aは、信託の設定と同時に任意後見人を選任しておき、Aの意思能力の低下後に任意後見人が特に身上監護面の決定を行い、受託者(信託銀行)に指図をする。受託者は、この指図に従って元本・収益の交付を行う、というものである。¹⁵このスキームについて、新井教授は、次のように主張される。「筆者が提言するスキームは、立法によって導入された任意後見制度を積極的に活用して、それを信託と結びつけ、信託受託者は信託財産の管理処分に専念し、任意後見人は本人の意思決定を代行することに

12 ウォーターズ・前掲注5, 37—38頁。

13 新井誠『信託法(第2版)』320—321頁。

14 新井・前掲注13, 321—322頁。新井教授は、これを「任意後見結合型裁量信託」と呼ばれる。

15 新井・前掲注13, 321—322頁。

なる。信託受託者と任意後見人のそれぞれを得意とする職務に専念させることによって、両者の職務分担をはかりながら、結果として裁量信託の機能をわが国にも出現させようとするのである。このようなスキームによって、信託は受益者の身上監護をも十分に配慮しうる財産管理制度として再生できるのではなかろうか。」¹⁶

(4) 信託銀行と自然人の共同受託

新井教授が提案されるスキームの代替案として、本人の事情に精通した自然人と信託銀行とを共同受託者とする方式がありえよう。信託銀行の有する財産管理面の専門性を活用しつつ、他方、身上監護面に関する裁量権行使については家族内の事情に通じた信頼のおける者を用いて委託者の意思をよりよく反映させるのである。新井教授の案では、身上監護面の裁量権限を任意後見人に委ねるのに対して、この方式では、共同受託者の一人がその役割を担うことになる。¹⁷

IV 実現への障害とその解決策

英米法系諸国においては、信託が個人にとっての重要な財産管理制度として古くから活発に利用され、銀行の信託部門や信託会社が、個人顧客のトータルな財産管理に積極的に取り組み、貴重なサービスを提供してきた。これに対して、従来わが国においては、かかる個人信託（personal trust）への信託銀行の取り組みは、英米に比べてきわめて不十分なものであった。

ただし、ここ数年のあいだに、変化の兆しが現れてきた。高齢社会の到来に直面して、高齢者の財産管理における信託の活用が国民的ニーズとなった

16 新井・前掲注13、322頁。

17 近年のイギリスにおいては、信託会社と自然人の両方を裁量信託の共同受託者に選任するという方法が一般的である。Hanbury & Martin, Modern Equity (14th ed.), p.206.

ことから、いくつかの信託銀行が高齢者向けの個人信託商品を開発・販売するに至っている。このこと自体、かつてに比べると、大きな進歩であり、信託のあるべき使われ方が実現しつつあることを喜びたい。

しかし、信託銀行のかかる信託商品への取り組みは、未だ積極的とは言えないのが現状である。かつての貸付信託のようなパブリシティはなく、国民周知の信託商品として定着したとは言い難い。

その障害となっているものは、第一にコストの問題である。集団信託にあつては、個々の販売商品は画一化され、管理面においてコストを削減しやすい。これに対して、個人信託は、個々の販売商品ごとに少なからぬ多様性を伴うから、画一処理によるコスト削減になじみにくい。高齢者の財産管理への信託の活用については、このような現実的な問題が内在しているように思われる。

しかし、このような商品が国民から必要とされる限り、応分の手数料は見込める筈であり、また、適正な収益を得られるようなコスト削減も、工夫次第で可能であろう。例えば、次のような策が考えられる。

- ① 受託する財産の残高に最低限度を設ける。
 - ② 受託する事務管理の範囲を定型的な取引等に限定する。
 - ③ それ以外の付加的なサービスについては、追加的に手数料を徴収する。
 - ④ 相続紛争等の偶発的コストについては、別途特約で費用の支弁を約する。
 - ⑤ 定型的な事務管理については、子会社等にアウトソースする。
 - ⑥ 老人施設入居者を対象とする場合には、予め施設法人との間で包括的な協定を結び、募集事務および契約締結事務等の一部を施設側に委ねる。
- これらは、若干の例に過ぎない。今後信託業界が実行可能な解決策を真摯に追求されることを期待したい。

V 公益信託の活用

公益信託とは、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託」である(信託法66条)。公益信託が成立するためには、信託行為のほかに、主務官庁の許可を要する(信託法68条)とともに、不特定の受益者を擁するため、信託管理人(信託法8条)が置かれる。

同様の機能を営む公益法人(とくに財団法人)と比較した場合の公益信託のメリットは、①法人格を作出するためのコストがかからないこと¹⁸、②受託者が事務を処理するため、維持運営コストも低廉ですむこと¹⁹、および、③公益法人のように永続性も要件とされないこと²⁰、などが挙げられる。

このような利点を有するにもかかわらず、公益信託は、信託法制定以来、長く活用されないままであった。昭和52年に第1号がようやくスタートし、平成12年9月現在で信託銀行が受託した公益信託は、563件、信託財産総額は、約640億円である。²¹

この数字をどう評価するかは、ひとつの問題ではあるが、国民の金融資産残高の伸び、および、近時の社会貢献ニーズの高まりを考えると、決して多いとは言えまい。公益信託は、信託商品としてのパブリシティも高くないし、国民の社会貢献ニーズに十分に応えているとも言えないであろう。信託銀行も公益信託の引受けに積極的ではない。それは、新井誠教授も指摘されるように、信託報酬が安すぎて管理運営コストをカバーできず、営業のインセンティブが生じないことがある。²² 信託銀行に相応の対価が与えられて然るべきであろう。

現状のわが国の財政は、国も地方も非常に困窮しており、新たな公益事業への取り組みも困難な状況にある。そこで、私人が自己の出捐によって、直

18 新井・前掲注13、257頁。

19 田中實=山田昭著(雨宮孝子補訂)『改訂信託法』250頁。

20 田中=山田(雨宮補訂)・前掲注19、250頁。

21 社団法人信託協会『信託統計便覧』参照。

22 新井・前掲注13、267頁。

接公益事業に貢献できる道が模索されなければならない。近年のボランティア活動の隆盛を見ると、国民の社会貢献への意欲の強さがわかる。しかし、国民が財産面で手軽に比較的少額の社会貢献をなすスキームが少ないのが現状であろう。²³ そこで、公益信託の更なる活用を模索する必要があるようと思われる。

VI 募集型公益信託

従来の公益信託は、「まず、篤志家ありき」である。相当額の資金を有する篤志家が、基金の設立を希望する場合にはじめて、公益法人と並んで公益信託がその選択肢となりうる。しかし、比較的少額の資金しか持たない篤志家の場合には、これらのスキームは役に立たない。

そこで、「募集型公益信託」が考えられる。ここに言う募集型公益信託とは、予め信託銀行が信託目的(例えば、具体的な福祉目標の達成や特定の医学研究助成の目論見等)を掲げて、一般公衆に出捐を募るというタイプの公益信託である。これによって、比較的少額の出捐による金銭面での社会貢献を希望する多数の国民のニーズに応えることが可能になろう。²⁴ また、これによつて、公益事業が推進されるばかりではなく、信託銀行側にもメリット(企業イメージの向上や応分の報酬)が生まれるであろう。

VII おわりに

高齢社会の到来とともに、信託制度に対する期待が高まっている。信託は

23 比較的少額の公益目的の寄付を扱うものとして、財団法人大阪コミュニティ財団がある。寄付の金額に制限がなく、しかも一人一基金が原則で、がん研究など様々な公益目的の助成事業等を行っている。同財団は、実質的に公益信託の受託者としての役割を果たしていると言える。

24 社会貢献を希望する場合には、「貢献者の名を公にして残す」ということが本人のニーズに適する場合が多い。大阪コミュニティ財団もこのニーズを満たしている。募集型公益信託においても、委託者本人の希望があれば、ウェブサイト上に委託者の名を公表するといった措置を講ずるべきであろう。

他者への信認を基礎として財産管理を委ねる点にその本質があることから、判断能力の低下に直面する高齢者にとって、不可欠の財産管理制度であるといえよう。また、障害者を子にもつ親にとっても信託は、有用な財産管理スキームと考えられる。²⁵ 今後の実務界による更なる商品開発努力に期待したい。

また、本稿で取り上げた公益信託の新たな発展の可能性についても、今後実務レベルで検討されるべきであろう。

わが国の実務界が、かかる社会的要請を真摯に捉えて、今後、国民的ニーズの充足のために努力されることを期待したい。

25 この目的のために「特定贈与信託」があるが、受託者裁量機能に乏しい。